

子ども家庭部各課の事務分掌及び主な取扱い業務

課名	事務分掌	子ども・子育て支援事業計画 における取扱い業務
子ども 政策課	子ども政策担当 (1) 子育て施策の企画立案・調査研究、総合調整に関する事 (2) 子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進に関する事 (3) 子ども・子育て会議に関する事 (4) 保育料等審議会に関する事 (5) 子育てするなら東村山推進基金に関する事 (6) 教育・保育施設、児童館・児童クラブ等の整備方針に関する (7) 教育・保育施設等の認可事務及び確認に関する事 (8) 教育・保育施設等の指導検査等に関する事 (9) 部及び課の庶務に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画の策定 ・子ども・子育て会議の設置
子育て 支援課	地域支援係 (1) 東村山市子育て総合支援センターに関する事 (2) 子育てひろばに関する事 (3) 子育て預かりサポート事業に関する事 (4) 子育てパートナー事業に関する事 (5) 子育てエリアネットワーク会議の連絡調整に関する事 (6) 子育て情報に関する事 (7) 課の庶務に関する事 母子保健係 (1) 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)に基づく健康診査、相 (2) 予防接種法に基づく子どもの予防接種に関する事 (3) 里帰り等妊婦健康診査費補助金に関する事 (4) 里帰り等定期予防接種費補助金に関する事 (5) 乳幼児及び妊産婦の歯科保健に関する事 (6) 母子健康手帳に関する事 (7) 新生児訪問指導事業及び乳児家庭全戸訪問事業に関する (8) 妊産婦等保健相談支援事業に関する事 (9) 北多摩北部保健医療圏小児初期救急医療に関する事 (10) 未熟児養育医療に関する事 母子保健担当 (1) 専門職の調整に関する事 (2) 母子保健の企画・業務の充実に関する事 育成係 (1) 児童扶養手当及び児童育成手当に関する事 (2) 乳幼児医療費助成に関する事 (3) 義務教育就学児医療費助成に関する事 (4) ひとり親家庭等に対する援助に関する事 (5) 小児慢性疾患医療費助成に関する事 (6) 児童手当に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・エリアネットワーク会議 ・利用者支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤 ちゃん事業) ・地域子育て支援拠点事業(子育てひろ ば事業) ・一時預かり事業(その他一時預かり) ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サ ポート・センター事業) ・妊婦に対して健康診査を実施する事業 ・産後の休業および育児休業後の特定教 育・保育施設等の円滑な利用の確保 (子育てに関する情報提供の充実) ・ひとり親家庭の自立支援の推進 ・障害児施策の充実等(乳幼児発達健康 診査の実施)
子ども 家庭支援 センター	相談支援係 (1) 子どもとその家庭の相談に関する事 (2) 子どもショートステイに関する事 (3) 養育支援訪問事業に関する事 (4) 地域活動室の管理及び運営に関する事 (5) 要保護児童対策地域協議会に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て短期支援事業(ショートステイ事業) ・養育支援訪問事業及び要保護児童対策 地域協議会その他の者による要保護児 童に対する支援に資する事業 ・産後の休業および育児休業後の特定教 育・保育施設等の円滑な利用の確保(子 ども家庭支援センター事業の充実) ・児童虐待防止対策の充実 ・ひとり親家庭の自立支援の推進(連携体 制の推進)

課名	事務分掌	子ども・子育て支援事業計画 における取扱い業務
子ども 育成課	<p>庶務・幼稚園係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市立保育所との調整に関すること。 (2) 幼稚園との連絡調整に関すること。 (3) 幼稚園又はその利用者に係る補助金に関すること。 (4) 保育料等審議会(児童クラブ費に関するものを除く。)に関する こと。 (5) 病児・病後児保育に関すること。 (6) 市立保育所の民間移管に関すること。 (7) 課の庶務に関すること。 <p>保育係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育・保育施設等(幼稚園を除き、地域型保育事業を含む。以下 同じ。)の運営に関すること。 (2) 子どものための教育・保育給付に関すること。 (3) 教育・保育施設等の利用に係る支給認定及び利用調整に関 すること。 (4) 認証保育所、定期利用保育施設、家庭福祉員事業及び幼児 教室の運営に関すること。 (5) 教育・保育施設等及び前号の施設等並びに同号の施設等の 利用者に係る補助金に関すること。 (6) その他市が実施する保育事業に関すること。 (7) 保育所に係る利用者負担等の徴収に関すること。 (8) 保育所等の保健及び栄養に関すること。 <p>市立保育園(第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市立保育所の事業運営に関すること。 (2) 市立保育所の予算、決算等経理に関すること。 (3) 公立保育園園長会に関すること。 (4) 子育て支援事業、地域支援事業、地域開放事業に関すること。 (5) 市立保育所の施設管理に関すること。 (6) その他市立保育所の庶務に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1号認定・2号認定・3号認定 ・時間外保育事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な主体が本制度に参入することを促 進するための事業 ・一時預かり事業(幼稚園預かり保育、保 育園一時保育) ・病児保育事業 ・認定こども園の普及 ・質の高い教育・保育や子育て支援の推 進 ・教育・保育施設と地域型保育事業の連 携 ・産後の休業および育児休業後の特定教 育・保育施設等の円滑な利用の確保(計 画的な教育・保育施設または地域型保 育事業の整備) ・障害児施策の充実等(特別な支援が必 要な子どもの受入れ)
児童課	<p>管理係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童館・児童クラブの整備計画運営及び管理に関すること。 (2) 富士見文化センターの共同して処理する事務に関すること。 (3) 児童館・児童クラブに係る総合調整に関すること。 (4) 児童クラブの入会に関すること。 (5) 使用料等の徴収に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。 <p>児童館(本町、栄町、富士見、北山、秋津)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 各児童館、育成室及び分室の事業運営に関すること。 (2) 各児童館、育成室及び分室の予算、決算等経理に関すること。 (3) 児童館ネットワーク事業に関すること。 (4) 児童館長会に関すること。 (5) 子育て支援事業に関すること。 (6) その他児童館・児童クラブの庶務に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業 ・障害児施策の充実等(特別な支援が必 要な子どもの受入れ) ・放課後子ども総合プランに基づく取組